厚木市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年10月28日

厚木市長　　山口　貴裕

令和８年厚木市訓令第 11 号
令和8年10月28日公表

厚木市事務決裁規程の一部を改正する規程

厚木市事務決裁規程（昭和56年厚木市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第２くらし交通安全課の項セーフコミュニティの項を次のように改める。

セーフシティあつぎ					①セーフシティあつぎに関する施策の調査研究 ②セーフシティあつぎの啓発普及	

附　則

この規程は、令和８年11月４日から施行する。